

社会福祉法人横手市社会福祉協議会

災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害に強い住民主体の地域づくりを推進し、横手市内において地震や水害などの大規模災害が発生した際に、ボランティア活動を円滑且つ効果的に行い早期復旧及び復興につなげるため、災害ボランティアの事前登録に関する必要事項を定めることを目的とする。

(登録条件)

第2条 災害ボランティアに事前登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティア活動などに理解と熱意があり、災害発生時に活動が可能な、横手市内に在住、在学、勤務している個人、または拠点がある団体、NPO、企業等。
- (2) 満15歳以上の者。但し、未成年者の場合は、「災害ボランティア事前登録に関する承諾書(様式6)」の提出が必要。

(登録及び変更)

第3条 災害ボランティアとして事前登録を希望する者は「災害ボランティア事前登録申込書(様式1-1、様式1-2)」(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し、横手市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)に提出する。

- 2 本会は、提出があった申込書の記載内容を確認し、登録が適当であると認められた者を「災害ボランティア事前登録者台帳(様式2-1、様式2-2)」に記載し、登録及び管理する。
- 3 本会は、前項により登録を完了した者(以下、「登録者」という。)に対して「災害ボランティア登録証(様式3)」を発行する。
- 4 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに申込書を本会に再提出するものとする。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録完了日から最も近い偶数年度(西暦)の末日までとする。

- 2 本会は登録者に対し、有効期限の1ヵ月前までに「災害ボランティア事前登録更新確認通知(様式4)」を送付する。

(登録の削除)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

- (1) 登録者より「災害ボランティア事前登録辞退届(様式5)」の提出があったとき。
- (2) 本会が不適格と認めたとき。

(情報提供)

第6条 本会は登録者に対し、研修会やその他必要な情報を提供する。

(登録者の責務)

第7条 登録者は、本会から支援要請があった場合、可能な範囲で積極的に協力する。

- 2 登録者は、研修会などに積極的に参加し、災害ボランティア活動に備え自己研鑽に努める。

(費用の負担)

第8条 災害ボランティア活動を行う際に係る経費(交通費、食費、宿泊費等)は、登録者の自己負担とする。

(ボランティア活動保険の加入)

第9条 登録者が本会の要請で災害ボランティア活動をする場合は、活動中の事故等に備えボランティア活動保険に加入することとし、その費用は本会が負担する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 本会は、登録者の同意がある場合に限り、第1条の目的を達成するために必要な範囲で、登録者の個人情報を各関係機関への情報提供や連絡調整に利用することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。